

# 追加給付のスケジュール

以下のスケジュールでお知らせやお支払いを順次実施すべく、準備を進める。

お知らせ開始時期

お支払い開始時期

現に給付を受けている方

雇用保険

3月中～  
(一部の方の過去分は10月頃～)

将来分：3月中～  
過去分：4月～ (一部の方は11月頃～)

労災保険  
(労災年金)

将来分：4月  
過去分：5月～ (一部の方は9月～)

将来分：6月 (4～5月分)～  
過去分：6月～ (一部の方は10月～)

労災保険  
(休業補償)

過去分：6月～ (一部の方は7月～)

将来分：5月 (4月分)～  
過去分：7月～ (一部の方は8月～)

船員保険

4月～

4月～

過去に給付を受けていた方

雇用保険

育児休業給付：8月頃～  
それ以外：10月頃～

11月頃～

労災保険  
(労災年金)

9月頃～

10月頃～

労災保険  
(休業補償)

8月頃～ (一部の方は11月頃～)

9月頃～ (一部の方は12月頃～)

船員保険

4月～

6月～

※将来分：今後支払われる給付について、改定した額でのお支払い  
過去分：過去に受けた給付について、追加分をまとめてお支払い

# 雇用保険・労災保険・船員保険の追加給付のスケジュール

以下のスケジュールでの実施を目指し、準備を進める。

注) オレンジの欄は将来分、緑の欄は過去の追加給付分。推計値は、一部精査中。

現に給付を受けている方

2019年  
4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 ~

現に受給中の方  
(推計約76万人) ※1

将来分については、3月中から失業の認定の際等に説明。その後順次お支払い。

※1 3月の賃金日額の上限等の改定により正しい給付額を受けられるようになる方の推計値。

基本手当、育児休業給付、介護休業給付等(※2)を現在受給中の方

過去の追加給付分については、3月中から失業の認定の際等に説明。その後、4~6月にお支払い。

上記(※2)以外の給付を受給中の方

上記(※2)以外の給付に係る過去の追加給付分については、10月頃から順次お知らせを送付。11月頃から順次お支払い。

【労災年金】現に受給中の方  
(推計約22万人) ※3

将来分については、4月にお知らせを送付。6月14日(4~5月分年金)からお支払い。

※3 再計算後のスライド率等の適用により、一部の方が追加給付の対象となる。

(ア) 支給調整が不要な方

過去の追加給付分については、4月下旬までにシステム対応し、5月から順次お知らせを送付。6月14日から順次お支払い。

(イ) 支給調整が必要な方

7月末を目途に厚生年金との調整などによる支払額への影響等を検証し、9月から順次お知らせを送付。10月15日から順次お支払い。

【休業補償】現に受給中の方  
(推計約0.1万人)

将来分については、5月(4月分の休業請求)から順次お支払い。

(ア) 支給調整が不要な方

過去の追加給付分については、5月下旬までにシステム対応し、6月から順次お知らせを送付。7月から順次お支払い。

(イ) 支給調整が必要な方

6月末を目途に厚生年金との調整などによる支払額への影響等を検証し、7月から順次お知らせを送付。8月から順次お支払い。

遺族年金・障害年金を現に受給中の方  
(推計約7千人)

4月上旬にお知らせを送付。4月15日に過去の追加給付分を含めお支払い。

※ 労災保険の上乗せ給付のみ受給している一部の方については、労災保険との調整次第順次お支払い。

雇用保険

労災保険(年金・休業)

船員保険

雇用保険

育児休業給付  
(システムの台帳で情報を保管している方)  
<推計延べ約12万人>  
(H16.8以降)

システム対応し、住基データの住所履歴との突合等により現住所を特定し、該当者に8月頃から順次お知らせを送付。ご回答を踏まえ、11月頃から順次お支払い。

育児休業給付 以外  
<推計延べ約1,854万人>  
(※2)

住所の電子データ  
あり(※1)

システム対応し、住基データの住所履歴との突合等により現住所を特定し、該当者に10月頃から順次お知らせを送付。ご回答を踏まえ、11月頃から順次お支払い。

住所の電子  
データなし

※2 システムの別領域からシステムの台帳への移管を順次行う必要があるデータ(推計延べ約1,083万人)を含む(システムへの負荷に考慮が必要)。

システム対応し、住基データの住所情報を把握した上で現住所を特定し、10月頃から順次お知らせを送付。ご回答を踏まえ、11月頃から順次お支払い。

労災保険

【労災年金】受給されていた方  
(推計延べ約17万人)

住基データの住所履歴との突合等により本人や追加給付を請求できる方の現住所を特定し、該当者に9月頃から順次お知らせを送付。ご回答を踏まえ、10月頃から順次お支払い。

【休業補償】システムの台帳で情報を保管している方(推計延べ約35万人)

システム対応し、住基データの住所履歴との突合等により現住所を特定し、該当者に8月頃から順次お知らせを送付。ご回答を踏まえ、9月頃から順次お支払い。

【休業補償】システムの別領域で情報を保管している方(推計延べ約10万人)

システムの台帳にデータを復旧後、住基データの住所履歴との突合等により現住所を特定し、該当者に11月頃から順次お知らせを送付。ご回答を踏まえ、12月頃から順次お支払い。

船員保険

遺族年金・障害年金を受給されていた方  
(推計約3.5千人)

4月以降、住基データの住所履歴との突合等により本人や追加給付を請求できる方の現住所を特定し、該当者に順次お知らせを送付。ご回答を踏まえ、6月から順次お支払い。

※受給している方が死亡した際に未支給の給付金を過去に受領した親族についても同様の対応を実施。